令和７年４月14日 第48回基本計画策定・推進専門委員等会議	資料１

第４次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点に関する
これまでの会議における御議論や国民からの要望・意見の整理

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

本日御議論いただく第４次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点

1　基本計画の構成及び検証・評価の方法

○　基本計画の構成の見直し・施策の整理

○　取組状況を把握するための指標の設定

2　加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

○　加害者からの損害賠償の履行促進

- 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
- 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
  - 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証
  - 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況　等
- 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
  - 改正更生保護法の施行状況　等
- 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

○　損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減

- 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
- 時効の更新に関する負担軽減
- 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
- 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
- その他負担の軽減（印紙代等）

○　犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

3　犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○　犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担

○　犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
- 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
- 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進
- 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上
- 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

○　犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実

- 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実

○　インターネット上の誹謗中傷による二次的被害への対策

4　刑事手続等における被害者参加の確保等

○　公判前整理手続への被害者参加

○　被害者参加制度対象事件の拡大

○　医療観察制度における被害者支援の拡充

- 医療観察審判への被害者参加
- 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
- 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

論点４　刑事手続等における被害者参加の確保等

○　公判前整理手続への被害者参加
○　被害者参加制度対象事件の拡大

議論の観点　※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

○　公判前整理手続について、犯罪被害者等又は代理人弁護士の参加を認める制度や運用とすることは可能か。

○　被害者参加制度対象事件について、対象を拡大することは可能か。
　また、被害者参加制度の対象とならない事件について、公判傍聴等におけるプライバシー保護が十分ではないのではないかとの意見が寄せられているが、運用上どのような措置を講じるべきか。

前回までの会議における主な御意見

○　犯罪被害者等への情報提供等を充実させることを検討してほしい。

本論点に関連する国民からの要望・意見

【公判前整理手続への被害者参加】

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
218	被害者等及び被害者参加弁護士が公判前整理手続に参加する権利を法律で定めるべきである。	132	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成２０年施行）により導入されたものであるところ、公判前整理手続期日は、基本的には、裁判官、検察官及び弁護人による率直な意見交換を通じて争点を整理し、審理計画を策定する場である上、仮に、被害者参加人等の出席を許すこととすると、その結果、被害者参加人等が検察官や被告人・弁護人の主張や取調べ請求予定の証拠等の内容に触れるなど、事前に様々な情報に接することとなり、そのような情報に触れた被害者参加人等が、その後に証人として証言した場合には、証言の信用性が損なわれるおそれもあることなどから、制度導入時に、公判前整理手続期日については、被害者参加人等が出席することができることとはされなかったものです。 前記の改正法の附則第９条において、その施行後３年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年１月から平成26年７月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行いました。その上で、公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の関与については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、慎重に検討すべきと考えます。 なお、現在、検察庁においては、被害者参加人等の意向に応じ、それらの方々に対し、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行っているものと承知しています。
219	基本計画に「裁判員裁判における公判前整理手続に被害者参加代理人弁護士が参加できる制度を設ける」との記載を盛り込んでほしい。	132	法務省	
220	公判前整理手続に犯罪被害者及び代理人弁護士が参加できないことで、被害者側の準備面等において支障が生じていることから、同手続に犯罪被害者や被害者参加代理人弁護士が参加できるようにしてほしい。特に裁判員裁判においては審議が短期間に集中するため、参加の必要性が高い。	132	法務省	

【被害者参加制度対象事件の拡大】

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
221	被害者参加制度対象事件に関して、現行の制度対象事件と同様に、加害者が犯行に至った理由や、事件の詳細を被害者が知りたいと考える一方、遮へい措置等がないことで一般傍聴のハードルが高い以下の犯罪について、被害者参加対象事件に加えてほしい。 ①ストーカー行為等の規制等に関する法律違反 ②私事性的画像記録提供等罪／いわゆるリベンジポルノ（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反） ③性的姿態等撮影罪等（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反） ④迷惑防止条例違反 ⑤児童福祉法違反 ⑥暴行罪、住居侵入罪（性犯罪、ストーカー犯罪において性的事実が訴因から落ちて当該罪のみでの起訴となる例があるため）	132 83	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成２０年施行）により導入されたものであるところ、被害者参加制度の対象となる事件の範囲は、「個人の尊厳」の根幹をなす人の生命、身体等に害を被った被害者等を対象としつつ、意見陳述（刑訴法第２９２条の２）の申し出状況を踏まえた犯罪被害者等のニーズ等を総合的に考慮して定められたものです。前記の改正法の附則第９条において、その施行後３年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成２５年１月から平成２６年７月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成１９年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行いました。その上で、対象犯罪の範囲の拡大については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、慎重に検討すべきと考えます。 なお、現在、検察庁においては、犯罪被害者等の意向に応じ、それらの方々に対し、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の内容について必要な説明を行っているものと承知しています。

論点４　刑事手続等における被害者参加の確保等

○　医療観察制度における被害者支援の拡充

- 医療観察審判への被害者参加
- 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
- 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

議論の観点

※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

○　医療観察に係る一連の手続の中で、犯罪被害者等の心情に配慮した取組としてどのようなことができるか。

- 審判段階においては被害者等の傍聴が可能だが、十分に活用されているか。また、意見陳述をしたいとの声もあるが、どうか。付添人の傍聴を許すことについては、どうか。
- 一般の刑事事件のように、被害者等の心情等の伝達の仕組みを設けることは可能か。入院処遇ガイドラインにおいては、入院処遇の目標・理念として「被害者に対する共感性を養う」ことも挙げられているが、治療との関係ではどうか、
- 被害者等への情報提供の内容やタイミングは適切か。見直す余地はないか。
- その他、医療観察制度の対象となった事件の被害者等に対する支援として実施すべき施策はあるか。
- 検討の前提として、実態把握を行う必要はないか。また、行う場合には、どのような点について、どのような方法で行うのがよいか。

前回までの会議における主な御意見

○　医療観察制度の対象となった事件の被害者等への支援について、現行基本計画策定の際も多くの意見があったにもかかわらず、十分な施策が盛り込まれていないのではないか。犯罪被害者等の権利を守るという観点からしっかりと議論すべきである。

○　医療観察制度の対象となった事件の被害者等が置かれた状況の実態調査について、困難である理由が示されているが、やり方は考えられるのではないか。

本論点に関連する国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
233	医療観察法の目的に「被害者等の権利利益の擁護」または「制度に対する被害者等の十分な理解を得ること」を加えてほしい。		◎法務省 厚生労働省	医療観察法は、平成１７年の施行以来、おおむね順調に運用されているものと受け止めており、現時点において、直ちに改正すべき点があるものとは考えていません。 また、医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであることから、「被害者等の権利利益の擁護」等を同制度の目的として位置づけることは困難です。 他方で、犯罪被害者等基本法における「犯罪被害者等」には医療観察の申立てがあった事件の被害者等も含まれると解されていることから、医療観察法の解釈及び運用において、「犯罪被害者等の権利利益の保護」（犯罪被害者等基本法第１条）の重要性を踏まえる必要があることは、御指摘のような文言を医療観察法第１条第１項に加えるか否かにかかわらず当然のことであると考えています。 その上で、現行の医療観察法においては、被害に遭われた方やその御遺族が、具体的にどのような他害行為が行われたのか、対象者がどのような手続によりどのような内容の処遇を受けることになるのかなどといった点に御関心をお持ちになるのは当然であることを踏まえ、こうした御関心にお答えするため、裁判所が被害者等による審判の傍聴を許すことができることとされ（同法第４７条第１項）、裁判所が被害に遭われた方等から申出を受けたときには、原則として審判の結果を通知しなければならない（同法第４８条第１項）などとされています。 また、検察当局においても、被害に遭われた方やその御遺族の心情等に配慮し、（事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請も考慮しながら）個々の事件における起訴・不起訴の判断の理由を丁寧に説明しているものと承知しています。 法務省としては、引き続き、こうした規定の運用及び実務上の取扱いを通じて、被害に遭われた方やその御遺族から十分な御理解を得るために必要な取組みがなされることが重要であると考えています。
234	第５次計画では、医療観察法の改正も含め、被害者等の権利利益に関する法制度の拡充を施策に加えてほしい。 少なくとも成人同様に加害者の刑事責任能力を問うことができない少年審判と同程度には医療観察事件の被害者等の権利利益に関する法制度が整備されてしかるべきである。		◎法務省 厚生労働省	
235	医療観察制度の中に被害者等の権利・利益の保護を位置付けるべく、被害者・弁護士・医療従事者等の専門家を構成員とする検討会を開催したり、被害者からのヒアリングを実施したりしてほしい。		◎法務省 厚生労働省	
236	対象者が刑罰を受ける代わりに医療観察法による医療や観察等を受けて社会復帰することについて、被害者等から十分に理解を得られるようにしてほしい。	73	◎法務省 厚生労働省	検察庁においては、事件処理に当たり、犯罪被害者等の希望を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めてまいります。
242	医療観察審判について、被害者等の傍聴のみならず、代理人弁護士や付添人（犯罪被害者支援団体の支援員等）等の傍聴を認めてほしい。		法務省	医療観察法においては、被害に遭われた方やその御遺族の御関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができることとされています（同法４７条１項）。 もっとも、審判においては、対象者の精神障害の類型や過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状・治療状況等の人の精神状態等に関する事実も明らかにされるところ、こうした事実は、プライバシーの根幹に深く関わるものである上、これを明らかにすることで対象者の治療や円滑な社会復帰に支障を来すおそれもあると考えられることから、審判は原則として非公開とされており（同法３１条３項）、このこととの関係で、代理人弁護士や付添人に傍聴を認めることについては慎重な検討が必要であると考えられます。
243	医療観察審判について、被害者等及び代理弁護士による参加を認めてほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日に被害者等及び代理人弁護士の参加を認めることについては、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情等についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。
244	医療観察手続について、審判期日前の事前協議（カンファレンス）への被害者等の参加を認めてほしい。		◎法務省 厚生労働省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日と同様、審判の準備のために行われる打合せ期日についても、被害者等及び代理人弁護士の参加を認めることについては、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情等についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。
245	医療観察手続について、審判（当初審判、退院許可審判等）の期日において被害者遺族に心情等の意見陳述の機会を与えてほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、対象者に対する被害者等の心情やその処遇に関する意見等を直接審判結果に反映させることは適当ではないと考えられ、審判期日において、被害者等に心情等の意見陳述の機会を与えてほしいとの御要望については、慎重な検討が必要であると考えています。 検察当局においては、捜査の過程で、被害者等から、被害の状況のみならず、被害後の状況や心情等についても聴取しており、その上で、医療観察法における申立てをした場合には、本法による処遇の要否及び内容が適切に決定されるために必要な範囲で、これらの被害者等からの聴取結果も含む一連の捜査資料を裁判所に対して提出しているものと承知しております。
246	医療観察手続における被害者参加が進められるべきであり、その一環として、国選被害者参加弁護士制度のように、国費を投じて被害者をサポートする体制を構築してほしい。		法務省	医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではありません。そのため、医療観察法に係る手続に被害者等が参加できるようにすること自体について、こうした医療観察制度の目的との関係で、慎重な検討が必要であると考えています。 医療観察の申立てがなされた事件に限るものではありませんが、被害に遭われた方やその御遺族への支援として、法テラスによる支援制度等があるものと承知しています。

番号	御意見の内容	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
247	医療観察手続について、 ・　不起訴事件記録、医療観察事件記録、鑑定書等の記録の閲覧謄写 など、被害者等に記録の閲覧を認める制度を創設してほしい。	150 151	法務省	医療観察法第３２条第１項は、医療観察法に係る処遇事件の記録・証拠物については、原則として閲覧・謄写することができない旨を定めています。 その理由は、これらの記録・証拠物の中には、対象者の精神の状態等そのプライバシーの根幹に深くかかわる事実が含まれていることから、これをみだりに明らかにすることは、対象者の社会復帰の促進という本法の最終的な目的を阻害することとなると考えられたためです。 医療観察手続について、記録・証拠物の閲覧・謄写の制度を整備することは、こうした医療観察制度の目的との関係で、慎重な検討が必要であると考えられます。 個別の確定記録や不起訴事件記録の閲覧請求については、記録を保管する検察庁の検察官（保管検察官）において、閲覧の許否やその範囲を判断しています。 その上で、不起訴事件記録の閲覧請求について一般論を述べると、不起訴事件記録については、刑事訴訟法第４７条により、原則としては公にしてはならないものとされ、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされており、民事損害賠償のための記録開示等を行うなど事案に応じた対応をしています。 また、被害者参加対象事件については、被害者の方々などが事件の内容を知ること等を目的とする場合であっても、「公益上の必要その他の事由」に該当するものとし、客観的証拠については弾力的にその閲覧を認めるという運用となっています。
248	医療観察審判の結果を単に通知するだけではなく、裁判官、精神保健審判員、社会復帰調整官等から審判結果を説明してほしい。		◎法務省 厚生労働省	加害者がどのような手続により、どのような内容の処遇を受けることとなるのか等についての重大な他害行為の被害者等の方々の関心に応えるため、医療観察法は、裁判所が、個々の事案に応じ、審判期日において裁判所が入院等の決定を行う場合も含め、被害者等に審判期日における審判の傍聴を許すことができることとしています（同法第４７条第１項）。 他方で、審判期日における傍聴とは別個に、被害者等の方々に対して裁判官等が審判結果を説明する制度を設けることにつきましては、裁判所の判断に影響を及ぼす可能性がある上、裁判手続全般の在り方に関わる問題でもあることなどから、慎重な検討が必要であると考えています。
249	医療観察制度の対象者に関する情報提供について、被害者が申出のために保護観察所に行くことが必要とされており、手続的負担があることから、更なる負担の軽減が可能か検討してほしい。	73	法務省	医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供については、被害者等からの申出ごとに情報提供を行っていたところ、令和６年１月から、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の申出後に再度の申出を受けることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合に情報提供を行うこととして申出の利便性を向上させ、手続的負担の軽減を図ったところです。 保護観察所において、本情報提供制度の利用が可能な被害者等に当たるか否かの確認を慎重に行うなどのため、基本的には保護観察所への来庁による申出をお願いしていますが、被害者等の状況や事情等により、郵送等でも申出いただけることとしています。
250	医療観察制度の対象者に関する被害者への情報提供について、以下の点について内容の拡充を検討してほしい。 ①入院処遇中の具体的な処遇の状況についての情報提供 ②処遇を通じて、自身の加害行為や被害者に対してどのような認識を持ったかについての情報提供 ③処遇中の情報提供の頻度の拡大や被害者の要望に応じた情報提供 ④裁判所による退院許可決定があった場合の、退院前の事前の情報提供 ⑤裁判所による退院許可決定について、再犯のおそれが低いと判断された理由についての情報提供 ⑥医療観察法による処遇の終了時の事前の情報提供	73	◎法務省 厚生労働省	保護観察所で実施している医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供制度については、犯罪被害者等基本法の目的等を踏まえつつ、対象となる加害者（以下、対象者）の同意を得ずに、被害者等からの申出に応じて原則として一律の項目について保護観察所から情報提供するものです。そのため、情報提供の項目は、対象者の社会復帰の促進や個人情報保護等を考慮し、保護観察所が裁判所から決定の通知を受けて開始又は終了した入院・通院（退院）等の処遇の段階、精神保健観察における接触状況等、保護観察所から提供可能な限られた範囲としています。 令和６年１月から、処遇段階が終了した場合には終了年月日に加えて、終了事由についても情報提供を行うこととしたほか、これまで申出ごとに情報提供を行っていたところ、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の申出後、再度の申出を受けることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合に情報提供を行うこととしました。 本情報提供制度については、令和５年１２月に運用の改善のための改正を行い、令和６年１月から改正後の運用を開始したところであり、今後の運用状況を注視していく必要があると考えております。 なお、御要望には、上記保護観察所が実施する情報提供制度にかかわらず、医療観察制度における入院中及び通院中の対象者の指定医療機関による医療に関する情報提供を求めるものが含まれていると思われますが、これらの情報提供については、対象者の個人情報保護、社会復帰及び治療等に与える影響の大きさから、慎重な議論を要するものと考えています。
251	医療観察制度において、刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様、審判後の処遇時（入院中・通院中）に心情を伝達する（直接を含む）機会を与えてほしい。		◎厚生労働省 法務省	刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様に被害者の心情を伝える機会を医療観察法の対象者に対して設けることについては、その目的及び治療に与える影響の大きさ等を勘案しつつ検討してまいります。
252	被害者・弁護士・医療機関等の専門識者の参加による「医療観察法被害者の支援に関する検討会」を開催し、刑法39条事案の被害者に対する情報提供の不作為解消のための根本的な法改正・運用改善を行うべきである。		◎法務省 厚生労働省	医療観察法は、平成１７年の施行以来、おおむね順調に運用されているものと受け止めており、現時点において、直ちに改正すべき点があるものとは考えていません。 他方で、刑法第３９条（心神喪失及び心神耗弱）事案の被害者等の方々に対する情報提供として、検察庁においては、事件処理に当たり、犯罪被害者等の方々の希望を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請にも配慮しながら、必要な事項について説明するよう努めているものと承知しています。また、保護観察所においては、被害者等の方々の希望に応じて医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供を実施しており、これについては、令和６年１月に運用の改善を図り、適正に運用されているものと承知しています。 被害者等の方々に対するこれらの情報提供については、今後とも、被害者等の方々の心情等に配慮し、適切な運用に努めていくものと承知しております。
253	医療観察事件の対象者に社会復帰調整官がいるように、医療観察事件の被害者等の支援に当たる専門職を設置してほしい。		◎法務省 厚生労働省	全国検察庁には、犯罪被害者等の方々全般に対して支援に携わる被害者支援員を設置しており、被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応を行っているほか、被害者の方々の状況に応じて種々の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動も実施しています。
375	調査研究の推進において、医療観察事件被害者等の状況把握・医療観察法対象者の実態調査を追加してほしい。	230	◎法務省 厚生労働省	御要望のあった調査を法務省において行うためには、医療観察事件の記録調査が手段として考えられるものの、刑事確定記録の中から医療観察事件のみを選別する有効な手段を持ち合わせておりません。仮に選別できたとしても、通常、閲覧できるのは、医療観察法の審判申立の前提となる不起訴処分又は無罪判決までの記録に限られ、被害者や対象者に関する情報は事件当時のものが中心となり、事件後の状況、殊に医療観察手続開始後の被害者の被害感情や、対象者に関する感情の変化等に関する情報、対象者の事件への向き合い方や被害者に対する感情等に関する情報などは含まれていないことから、御要望のような実態調査を行うことは困難であるものと思料します。 また、医療観察法では、審判に関する記録の閲覧には裁判所の許可を要すると規定されていることなどからすると、審判に関する記録の閲覧を確実にできる見込みはなく、他に有効な調査の手法もないことから、審判記録の閲覧を前提とした調査の実施も困難です。

論点３　犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○　犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担
○　犯罪被害者等に対する支援内容の充実
- コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
- 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
- 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上

議論の観点

※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

○　国・地方公共団体・民間団体の役割分担をどのように考えるか。地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめに示された考え方を基本計画にも盛り込むこととしてよいか。

○　犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスを各都道府県で確立するために、次期計画期間中にどのような取組が必要か。

○　犯罪被害者等は、自身が必要とする支援、受けることができる支援が分からないことも多いが、どのような形で支援を提供するのがよいか。

○　多機関ワンストップサービスの中で、被害者支援センター（犯罪被害者等早期援助団体）にはどのような役割が求められるか。被害者支援センターの財政面や人材面の課題にどのように対処するか。

○　多機関ワンストップサービスの中で、特に、性犯罪・性暴力、ＤＶ、こどもなどの潜在化しやすい犯罪被害者等については、それぞれどのような機関の連携が必要か。

○　犯罪被害者等が利用できる制度・サービスについて、犯罪被害者等に知ってもらう・活用してもらうにはどうすればよいか。ウェブサイトについて今後どのような工夫が必要か。

前回までの会議における主な御意見

○　犯罪被害者週間に合わせて石破総理からのメッセージが寄せられたが、犯罪被害者等やその支援者の立場からすれば大変ありがたいことである。国民への訴求力のある広報啓発を国が進める必要がある。

○　犯罪被害者等施策を更に推進していくために、国の司令塔機能を更に強化していく必要がある。

○　地方公共団体がコーディネーターを設置しようと取り組む中で生じている課題を解消する必要がある。犯罪被害者等に接する機会が多い方がコーディネーターになる場合は行政の仕組み・制度に明るくない場合が多く、その反対もある。コーディネーターに求める役割の優先順位付けや、民間団体も含めて組織として支える仕組みが必要になるのではないか。

○　市町村における条例制定を更に推進していくべきである。

○　「ワンストップ」という観点に加え、受けることができる支援を積極的に提案する「プッシュ型支援」という観点も重要である。また、転居した場合でも同様の支援が受けられるようにする必要があるのではないか。

○　被害者支援センターは、経済的基盤が脆弱であり、また、支援者が高齢化しているので人材確保・育成が課題となっている。今後10年で運営が立ちゆかなくなるセンターがあるのではないかと危機感を持っており、喫緊に取り組むべき課題である。

○　こどもなど、潜在化しやすい犯罪被害者等を支援する体制については、具体的な施策を次期計画に盛り込むべきである。

本論点に関連する令和６年７月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担】

○　国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
268	条例未整備の市町村に対し、国がヒアリングするなどして、積極的な情報、ノウハウの提供や財政的な支援を行うべきである。 また、既に制定している自治体が改正に向けて条例の内容を比較検討できるようなポータルサイトを作成するべきではないか。この際、条例だけではなく、被害者支援に従事する組織体制、専門職の有無、予算も比較できるようにすることが求められる。	166	警察庁	警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定・改定に向けた検討に資する資料の提供を行っており、引き続き、ウェブサイトに掲載する情報の更新も含め、地方における支援の充実に向けた検討を行ってまいります。
269	地域や担当者による格差をなくすため、国から現場で何をすればいいのか指針等を出して明確に指示してほしい。そのための必要な予算、要員を育成するための具体的な計画を考えてほしい。また、被害者支援の現場の困り事や悩んでいることなどを吸い上げ、現場にフィードバックしてほしい。	166	警察庁	令和６年４月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。 また、地方における犯罪被害者等支援の充実に資するよう、各種研修・教材の充実・強化を図っているほか、地方公共団体アドバイザー等の職員が、現場からの相談に対応する仕組みを構築しています。 さらに、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等において地方公共団体等への情報提供を行っているところ、引き続き、これらの取組により現場へのフィードバックに努めてまいります。
289	都道府県と市町村との役割分担が十分理解されていないため、明確に示し、都道府県と市町村間、市町村間の連携を促進してほしい。	170	警察庁	令和６年４月に公表した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、都道府県や市区町村等の犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割や関係機関・団体間の連携について示しており、警察庁において、関連通知や執務資料を発出しているところです。また、取りまとめを受けて、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。

【コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現】

○　有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
129	伊藤構成員	地方公共団体における専門職配置があまり進まない現状分析が必要ではないか。その分析（進まない要因）を踏まえ、例えば国や都道府県による財政措置等を検討する必要があるのではないか。	169	警察庁	ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配意するよう働き掛けている。引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいりたい。
130	假谷構成員	専門職配置数が２年間で微増に留まっており、地方公共団体に対する働きかけが十分になされているとは言えないため、働きかけについて工夫をするとともに、引き続き実施されたい。	169	警察庁	ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配意するよう働き掛けている。引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいりたい。

○　国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
34	事件直後、警察から犯罪被害者等に対し弁護士による法律相談の要否が確認され、自治体や弁護士会の出捐による無料法律相談が実施される制度が導入されている都道府県がある。全国を通じてこのような制度を実現してもらいたい。		警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とし、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズを把握して、法的支援を含む各種制度・サービスに漏れなくつなげていく「ワンストップサービス」体制の構築・運用が行われるよう各種取組を推進しているところです。 引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
172	精神保健福祉センターが犯罪被害者支援においてより機能を果たすようにするべきであり、補助金の助成や研修の充実など、より具体的な取組を行ってほしい。	42	厚生労働省	精神保健福祉センターについては、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県等が設置している機関であり、本要望にあるようなセンターの体制に係る回答はいたしかねますが、犯罪被害者等支援の充実が図られるよう、警察庁と連携し、必要に応じて都道府県等に対して必要な周知を検討してまいります。

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
270	多くの地方自治体が過失犯罪を支援制度の対象から外している。相談だけなら受ける、という自治体がどれくらいあるのかも不明である。全国のすべての自治体を対象に調査し、現状を把握し、自治体間の支援内容の差異をなくしてほしい。過失犯罪を見舞金支給の対象外をしていることの是非について検討してほしい。	166 168 17	警察庁	地方公共団体の取組について一律に基準を示すのは困難であり、また、地方公共団体の実情も踏まえ、限られた人員・予算の中で個別の支援施策ごとに支援対象が決定されるべきものではありますが、地方公共団体における支援施策の検討に資するべく、警察庁においては、これまでも地方公共団体の状況調査を実施してきたところ、地方における被害者支援の充実に資するよう、地方公共団体の作業量も踏まえつつ、調査事項の適切な選定等に努めてまいります。 また、支援窓口での適切な応対がなされるよう、研修素材の提供、講師の派遣等、職員研修の実施にも努めてまいります。
272	自治体によって統計方法が異なるため、統一した統計方法を国が示してほしい。	166～168 170	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討により資する情報提供を行うため、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する取組の統計の集計方法や公表方針について検討してまいります。
273	自治体による支援は、地域間格差が大きい。国や都道府県が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組み、犯罪被害者や遺族が支援の難民にならないように配慮してほしい。	166	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。 また、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
274	遺族や被害者になってしまった人を支援する窓口が理解・周知されていないため、専門職員が必ずいる国レベルの窓口を整備して欲しい。被害者に継続的な支援を行っていくために区市町村の総合的対応窓口のさらなる強化を図ってほしい。機能強化のための国による取組が引続き必要である。	167 168	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県単位で犯罪被害者等支援コーディネーターを中心としたワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
276	被害者支援では夜間の相談が多いため、各都道府県で土日及び夜間にも相談を受け付ける窓口を設けてほしい。性犯罪には24時間対応の相談窓口があるが、その他の犯罪被害者や遺族にはないため、２４時間相談に専門的に対応できるようにしてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、地方公共団体職員向けの研修・会議等を通じて、総合的対応窓口の機能充実を要請しており、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
277	地方公共団体における総合的対応窓口には、福祉専門職が配置されていない部署に設置されていることが多いため、庁内において犯罪被害者支援の周知、福祉専門職が配属されている部署との連携を強化し、人材の確保と活用を進める必要がある。福祉専門職の配置には、国からの地方財政措置等を行うべきである。	168 169	◎警察庁 総務省	警察庁においては、総合的対応窓口を中心とした部門横断的な連携強化による機関内ワンストップサービスの実現に向けた働き掛けを行っています。また、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和７年度政府予算案に計上するなどの取組を推進しているところであり、引き続き、関係省庁と連携し、必要に応じた所要の財政上の措置を検討してまいります。
278	コーディネーターを各都道府県に配置できるよう、人材確保や補助金のような予算措置について国で施策を講じるほか、コーディネーターへの研修、コーディネーター間の交流のための会議の設定やマニュアルの作成、相談できる警察庁の専門職の活用をしてほしい。また、都道府県配置のコーディネーターの活用を国から働きかけてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和７年度政府予算案に計上するほか、コーディネーターへの研修や教材の充実・強化の準備を進めるとともに、コーディネーター等からの相談に対応する地方公共団体アドバイザーの活用等の取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
279	犯罪被害者等支援コーディネーターについて、社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者の配置を充実することを加えてほしい。	168	警察庁	警察庁においては、ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しました。また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配意するよう働き掛けております。 引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいります。
280	被害直後からの行政サービス利用等の手続のため、警察と区市町村の総合的対応窓口との連携についてシステムを構築してほしい。	169 182	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
283	警察、各都道府県犯罪被害者支援センター、自助グループ等多様な団体が連携し、情報共有、相互紹介機能を強化することで、犯罪被害者が主体的に色々なサポートを選べるように案内してもらいたい。また、各機関が職責や目的をより深く理解し、連携の質を高める取組をしてほしい。	169 170 182 183 184	警察庁	現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。 また、警察においては、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供しております。
284	「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」のとりまとめに関する施策が反映されるようにしてほしい。職業安定所、労働基準監督署等の労働関係の機関との連携も重要であることにも配意してほしい。		◎警察庁 厚生労働省	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、労働関係機関との連携も含め、地方における支援の充実に努めてまいります。
285	警察、行政及び早期支援団体（支援センター）と犯罪被害者の当事者団体の連携を強化してほしい。	182	警察庁	警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。
288	被害の内容等によって居住する市町村や都道府県に相談しにくい場合の他の自治体への相談体制の整備を検討してほしい。	170	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
302	犯罪被害者にとっては、福祉的なサポートと法的なサポートが必要であることから、 ①精神保健福祉士や社会福祉士といった専門的知見を有する人を被害者支援に活用してほしい ②弁護士からのアドバイスを受けやすくする仕組みを構築してほしい	169 203 204	①警察庁 ②法務省	（①について） ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配意するよう働き掛けております。 引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいります。 （②について） 弁護士自治との関係から、日弁連や各弁護士会、個別の弁護士の活動や取組に関しては、行政機関として指示や指導を行い得ず、対応が困難です。 また、法テラスでは、犯罪被害者等支援を行う相談窓口に関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っているほか、犯罪被害者等支援弁護士制度（令和８年４月までに施行予定）の下で、弁護士による無料法律相談等を実施する予定です。
314	犯罪被害者・遺族が自治体の総合的対応窓口に相談すれば、精神保健センター・保健所などと連携するなどにより速やかに診療を受けられる体制を整備してほしい。	215 216	警察庁	警察庁においては、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向けた取組を推進しているところであり、引き続き、精神保健関係機関等との連携も含め、地方における支援の充実に努めてまいります。
368	加害者に保護観察官や保護司がつくのと同様に、犯罪被害者等に寄り添ってくれる人的組織の創設を求める。 事件発生直後から刑事手続が進んだ段階、また、回復期など、犯罪被害者がかかわる全ての場面において、犯罪被害者を個別に担当する、伴走型でシームレスな支援を行う人を置く制度を創設し、国が責任を持って、地方自治体に委ねる場合は地方交付税交付金措置を伴う被害者支援に当たってほしい。		警察庁	犯罪被害の直後から刑事裁判等の終了後も含む中長期にわたり犯罪被害者等の生活再建を支援するため、現在、都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置したワンストップサービス体制の構築・運用に向け、都道府県に対する補助金事業の創設に要する関連経費を令和７年度政府予算案に計上するなど、地方公共団体の取組を推進しているところであり、引き続き、地方における支援の充実に努めてまいります。
371	交通事件の場合も含め、病院から連れて帰る際や、告別式の準備など、遺族は直後から相談先を必要とするため、支援をしてほしい。		警察庁	都道府県警察においては、交通死亡事故等の専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添いや心配事の相談に応じるなど、犯罪被害者等に寄り添った活動を行う、指定被害者支援要員制度を運用しております。

本論点に関連する令和６年７月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実】

○　国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
285	警察、行政及び早期支援団体（支援センター）と犯罪被害者の当事者団体の連携を強化してほしい。	182	警察庁	警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。
353	支援センターの支援員や専門家を雇用するための人件費について国の財政的援助を検討してほしい。	242	警察庁	警察庁では、民間被害者支援団体に対する財政援助として、令和6年度予算において約２億6,900万円の都道府県警察費補助金等を措置しているほか、警察では、団体に対する寄付や寄付型自動販売機設置の促進など、団体の自主財源の確保に協力することにより、団体への支援の充実に努めております。 また、民間被害者支援団体については、コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスの一端を担う中で、その役割・委託内容も拡大すると考えられ、その状況も見定めていく必要があります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第４次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の１つとして、御要望も踏まえて、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
354	各支援センターの支援がどのように行われているのかの実態調査を警察庁が行い、全国被害者支援ネットワークの機能拡充や、支援センターへの必要な支援をしてほしい。	242	警察庁	被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第４次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の１つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
355	活動支援に要する経費及び直接支援業務や相談業務の委託に要する経費は、都道府県警察補助金を受けているがその支援額は十分とは言えず、直接的支援に係る費用を要望する。 国による民間被害者支援団体に対する財政援助として、相談業務の委託に関する経費等、毎年同水準の予算措置がされているところであるが、具体的な財政援助の内容（援助先や使途、金額など）を確認の上、適正な予算措置を図り、民間支援団体に援助が確実に届き、団体の財政基盤に充当されるようにしてほしい。	242	警察庁	警察庁においては、民間被害者支援団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。 委託に要する経費については、都道府県警察における十分な予算措置が講じられるよう、引き続き、指導を継続してまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第４次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の１つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
356	被害者支援センターの相談支援事業について、国からの補助金事業としてほしい。 電話相談について、２４時間体制の実現のため、全面的に公的支援をしてほしい。	242	警察庁	警察庁においては、被害者支援に関する相談業務に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、民間被害者支援団体に対する財政援助を行っているほか、都道府県警察においては、犯罪被害者等からの相談について、性犯罪被害相談電話等において24時間対応しているところであり、犯罪被害者等の要望に応じて、犯罪被害者等早期援助団体である同団体への情報提供を行っております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第４次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の１つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
358	民間被害者支援団体の公的側面が顕著な支援活動に関しては、公的機関から支援や財政的な弁償がなされるべきである。例えば、刑事裁判において、被害者の出廷が求められ、被害者の精神的負担を踏まえて裁判官や検事から民間団体に対して付き添い要請がある場合などは、支援員に対して実費弁償がされるべきである。また、警察が事実上行っている支援活動ではあるが、自治体や国が負担すべき業務がある。例えば、被害者等が被害者参加制度を活用する場合、被害者の安全の確保等が必要であれば警察の業務ともいえるが、裁判にとって必要な活動の費用は国が負担すべきである。このように支援活動とそれに伴う負担の関係性や在り方について整理検討するべきである。	242	警察庁 法務省	【警察庁】 警察では、犯罪被害者等のニーズに応じ、犯罪被害者等支援に必要な場所への付添い支援を行っており、民間被害者支援団体にその業務を委託している場合には、その経費を措置しております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第４次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の１つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。 【法務省】 被害者等の方々が被害者参加制度を活用する場合の費用については、新たな経済的負担を負うことなく公判期日等に出席して訴訟活動を行うことができるよう被害者参加旅費等が国から支給されることとなっています。これに加えて、例えば、民間被害者支援団体の支援員による付添いの費用等を国費で支給することなどについては、根拠規定が必要となりますが、現状ではこれがないところ、そのような更なる国費支給の制度を設けることについては、犯罪被害者支援のための他の方策の在り方、国費負担の在り方の観点から慎重に検討する必要があります。
359	民間団体のオンライン相談について、セキュリティの確保や所要の制度整備を措置し、施設外でのＰＣ、スマートフォン、タブレット等を活用した相談受理を実現してほしい。	242	警察庁	犯罪被害者等早期援助団体においてオンライン相談に取り組む際には、情報管理規程に基づくセキュリティの確保が講じられていることが必要であり、情報管理規程は都道府県公安委員会の審査にかからしめていることから、同団体のニーズ等を踏まえ、必要な検討をしてまいります。
360	被害者支援センター及びワンストップ支援センターの経済的基盤は脆弱であり、多くの相談員が、十分な給与のないままに働き、相談員の数自体も不足している。被害者等が十分な支援を受けられるために、被害者支援センター及びワンストップ支援センターに国から十分な助成を行ってほしい。	242 59	内閣府 警察庁	【内閣府】 内閣府では、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上を図るため、ワンストップ支援センターを設置・運営する都道府県等に対して交付金による支援を行っているところ、相談員の処遇改善に要する経費を含め、各都道府県等の申請に基づき所要額を交付できるよう、必要な予算の確保に努めています。 【警察庁】 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。引き続き民間被害者支援団体に対する財政的支援の充実に努めてまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第４次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の１つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
361	被害者団体の人材確保への支援や助成をしてほしい。現在、国交省は、相談電話を開設することで予算措置しているが、交通以外の被害者の相談に来るので、その部分については結局手弁当で行っている。ボランティアの交通費、事務作業を行っているスタッフの人件費についても助成してほしい。	242	警察庁	警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。引き続き、民間被害者支援団体に対する財政的支援の充実に努めてまいります。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第４次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の１つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
362	計画において、被害者団体への支援も明記してほしい。	242	警察庁	民間支援団体に対する支援の充実については、次期計画においても盛り込まれるよう検討してまいります。
364	被害者遺族を支援する事業に対する助成をしてほしい。	242	警察庁	警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援をおこなっているほか、同団体の直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っております。 また、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介しております。 なお、被害者支援センターをはじめとした民間団体の役割は重要であると考えており、第４次犯罪被害者等基本計画の見直しの論点の１つとして、御要望を踏まえ、専門委員等会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。
367	各都道府県の被害者支援センターの支援内容、人材（人数）や財政の状況などの支援体制等の実態を国が把握し、被害者にもわかりやすく公表してほしい。	248 249	警察庁	警察庁においては、各被害者支援センターのホームページにおいて、支援内容等について公表しているものと承知しております。引き続き、早期援助団体が行う広報啓発活動について必要な指導助言を行ってまいります。

【性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実】

○　国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
117	少年の性被害について性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談も増えていることから、現行計画の施策番号52中「学校と児童相談所等の被害少年等の保護に資する関係機関」にはワンストップ支援センターを含めることとしてほしい。	52	◎内閣府 こども家庭庁 文部科学省	性犯罪・性暴力被害者の支援においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと、児童相談所、教育委員会を含む関係機関との連携の強化が図れるよう地域におけるネットワーク作りを加速しているところです。
319	性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進してほしい。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと学校・教育委員会がより緊密に連携していける体制を強化する必要がある。	53 54 59 179	◎文部科学省 内閣府	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。
331	施策番号213の教育委員会と関係機関・団体との連携の関係機関にワンストップ支援センターを含め、より緊密に連携していく体制を強化する必要がある。	213	◎文部科学省 内閣府	文部科学省においては、教育委員会の担当者が集まる会議において、こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応するよう促しているところです。 また、文部科学省では、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び教師用の指導の手引きを作成しており、教師用の指導の手引きでは、授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けていることについて相談を受けた場合の対応ポイントを示しているところです。

【各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上】

○　有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
43	假谷構成員	犯罪被害者等に特化し、医療機関に関する情報に犯罪被害者がたどり着けるように周知されているか。各警察からも案内されるよう、周知されたい。	39	警察庁 厚生労働省	【警察庁】 各都道府県警察で作成している「被害者の手引」に精神保健センターを始めとする関係機関・団体の連絡先を掲載しており、同手引を活用するなどして周知に努めている。 なお、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、警察庁において、犯罪被害者等の目線に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組む。 【厚生労働省】 医療機能情報提供制度は、国民・患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供するものであるため、犯罪被害者等のみを対象として対応することは困難であるが、犯罪被害者等を含め国民の方へ本制度が適切に周知されるよう引き続き対応してまいりたい。
63	假谷構成員	犯罪被害者が利用できる医療制度の一覧が周知されていないのではないか。	69	◎厚生労働省 警察庁	【警察庁】 犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、警察庁において、犯罪被害者等の目線に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組む。 【厚生労働省】 医療機能情報提供制度は、国民・患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供するものであるため、犯罪被害者が利用できる他制度までも含めた周知を行うことは困難であるが、犯罪被害者等を含め国民の方へ医療機能情報提供制度が適切に周知されるよう引き続き対応してまいりたい。

○　国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和７年１月時点での関係府省庁の考え方
310	特に、保険証の利用、公営住宅の優先入居、生活保護の収入認定は、知識不足や誤解が深刻で不適切な対応もある。例えば犯罪被害における健康保険証の利用に係る第三者行為手続に加害者の念書が必要と誤解していたり、被害者や支援者が医療機関に主張しても通らないと考えていることもある。そのため、支援者が国による各種通知をインターネット上で確認できるよう、国のウェブサイトに関連通知一覧を掲載するなど、国の施策の情報提供を充実させてほしい。	171 225	警察庁	医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度に関して、関係府省庁から制度を担当する地方公共団体等に対し、犯罪被害者等も利用し得ることなどを明記した通知を発出するとともに、警察庁から、これら通知を地方公共団体の総合的対応窓口に対してまとめて周知し当該通知等は警察庁ウェブサイトにおいて公表しております。また、各制度を所管する関係府省庁において、様々な機会を通じて、通知の内容について再周知を行っています。また、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、警察庁において、犯罪被害者等の目線に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組んでまいります。
311	全国の地方公共団体の支援制度をとりまとめた詳しい情報がないことから、特に被害者のニーズの多い支援制度については、全ての地方公共団体に制度の有無や実績等を調査し、情報を得られるようにしてほしい。国において地方公共団体に関する調査の実施や先進的自治体の紹介の等の情報提供に関する施策を充実させてほしい。	171 168	警察庁	地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る公表内容を拡充したところであり、公表内容の更なる充実にも努めてまいります。
312	犯罪被害者に正しい情報を提供し、支援員の教育にも役立てるため、様々な分野や機関による支援情報がわかる冊子等を作成してほしい。		警察庁	警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口等についてわかりやすく記載したパンフレットとして「被害者の手引」を作成しております。 また、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、警察庁において、犯罪被害者等の目線に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組んでまいります。

論点３　犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○　犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷への対策

議論の観点　※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

○　犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷について、現在どのような取組が講じられており、犯罪被害者等に知ってもらい、被害の防止・回復につなげてもらうにはどうすればよいか。

前回までの会議における主な御意見

○　近時の課題として、ＳＮＳなどにおける犯罪被害者等への誹謗中傷対策について議論した上で、次期基本計画には関連する施策をより盛り込むべきである。

本論点に関連する国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方
341	犯罪被害者へのネット誹謗中傷に特化して、国全体で対策してほしい。被害者自身が法的措置を取るのは過大な負担であるため、相談体制や法律相談をはじめとする支援制度の充実に力を入れてほしい。	194	◎総務省 法務省	政府では、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う、「違法・有害情報相談センター」を設置する等の取組を進めております。 今後も、関係省庁で連携し、インターネット上の誹謗中傷への対策に取り組んでまいります。
342	被害者がネット誹謗中傷による二次的被害を受けないために、官民一体による書き込みの削除や、ネガティブワードブロック等で誹謗中傷から守る措置を確立してほしいまた、ネット誹謗中傷が犯罪行為であり、被害者に甚大な精神的被害を与えることを広く国民に周知するための教育・啓発活動を強化してほしい。特に学校教育の一環として、ネットリテラシー教育や道徳教育をより推進し、若年層からの意識改革を図ってほしい。企業や自治体においても、従業員や住民に対する教育・啓発活動を実施してほしい。	194	◎総務省 法務省 警察庁 文部科学省	(1)行政による投稿の削除については、被害者救済と表現の自由とのバランスに鑑み、慎重であるべきと考えます。 (2)青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、平成18年度から児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の出前講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催しております。引き続き、普及啓発活動に取り組んでまいります。 (3)保護者や教職員の活用に資するため、誹謗中傷等を含めたインターネットトラブルの実例及び予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を毎年作成し、公表しております。
350	社会活動をしている遺族が心ない誹謗中傷等や被害の再体験によりつらい思いをすることがあることから、こうした方が支援を必要とする場合の体制を構築してほしい。	224	◎警察庁 法務省	警察においては、全国の犯罪被害者等支援担当者に対して、PTSD等の精神的被害に関する知識を含め、犯罪被害者等支援に関する教育を行っているほか、二次的被害によるものを含め、事件による心身の不調が生じた場合にカウンセリングを実施する体制を整備しております。 法務省では、全国の法務局において、犯罪被害者からの人権相談に応じています。インターネット上の誹謗中傷に関しては、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等に対して当該情報の削除要請を行う等の施策を行っています。 また、法テラスでは、職員に対し、二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるようにするための各種研修を実施しているほか、犯罪被害者等に対し、法制度や相談窓口に関する情報を提供するなどしています。